

## 群れ捕獲に係る考え方の検討方針（案）

## 1. 現状

環境省と農林水産省が「被害対策強化の考え方」において加害群数を 2023（令和 5）年度までに半減することを目標としているが、近年、ニホンザルの捕獲数は、概ね増加傾向にある。

ニホンザルの捕獲は、第二種特定鳥獣管理計画（以下、「特定計画」という。）に基づく数の調整あるいは、被害防止を目的として実施されており、全体的には、被害防止を目的とした捕獲による捕獲数が多い。また、最近になって、これまで特定計画に基づく数の調整捕獲による捕獲を実施してきた県において、それに加えて被害防止を目的とした捕獲が実施される事例もある。

2015（平成 27）年度に改訂した特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）では、群れ捕獲を含む捕獲オプションとその選択手順の例を示したが、特定計画を策定しておらず、捕獲許可権限を市町村に委譲している県においては、被害防止を目的とした捕獲によって多頭捕獲を行った結果、小規模な地域個体群においても群れが消滅するという事態も発生している。

2017（平成 29）年度に環境省が実施した都府県アンケートでは、「都府県内の多くの市町村で計画的な捕獲が実施できていない」と回答した県が 26%、「計画的な捕獲の実施状況について把握できていない」と回答した県が 21%となっており、計画的な捕獲が行われていない地域がある可能性が示唆された。

また、環境省及び日本哺乳類学会ニホンザル保護管理作業部会が実施した市町村アンケートの結果では、2009（平成 21）年は罠い罠の利用が 25 市町村であったが、その後環境省が実施した 2017（平成 29）年の市町村アンケートの結果では 119 市町村に増加している。必ずしも罠い罠の増加が群れ捕獲に直結するものではないが、多頭捕獲が可能な罠い罠を利用する市町村が増加していると考えられる。

## 2. 課題

上記の現状から、ニホンザルの保護管理上の課題として、特定計画が策定されておらず、また被害防止を目的とした捕獲の許可権限が市町村に委譲されている都府県では、必ずしも計画的ではない多頭捕獲により、群れが消滅し、地域個体群の存続が危惧されるような場合があり得る。

よって、ガイドラインでは加害レベルの観点から群れ捕獲についての考え方を示しているが、都府県・市町村において群れ捕獲の実施の可否を判断する際には、地域個体群の存続可能性や地域の対策レベルの観点からも、考え方を整理しておくことが望ましい。

### 3. 検討方針（案）

地域個体群の存続可能性や地域の対策レベルの観点から群れ捕獲に係る判断の考え方を示していくことが必要と言える。群れ捕獲に係る判断の考え方を整理していくに当たっての検討方針（案）は、以下のとおり。

#### （1）群れ捕獲に係る判断の考え方の内容の検討

群れ捕獲を判断する際の項目として、以下の①～③が考えられる。

##### ① 群れ捕獲対象群の現況把握状況

- ・群れ捕獲を検討するに当たって、対象とする群れの識別、加害レベル、群れサイズ（個体数）、行動域の把握に努めることを原則とする。
- ・対象群の加害レベルを評価し、ガイドラインで示した加害レベル5の群れを対象とすることを原則とする。

##### ② 地域個体群の存続可能性

- ・群れ捕獲を行うことで、対象群が属する地域個体群の存続に影響がないかどうかを評価し、影響がないことを判断するため、地域個体群の区分、存続可能性の評価方法の検討を行う。
- ・具体的には、現状の群れ分布状況を整理した上で、地形等の物理的な障害、群れ間の乖離距離、残存する群れ数、既存の遺伝的な情報等から検討することが想定される。

##### ③ 地域の対策レベル（被害防除対策の実施状況）

- ・対象群が出没し、加害している地域の被害防除対策の実施状況を評価し、一定のレベル以上の被害防除対策を実施していることを判断するため、被害防除対策の実施状況（対策レベル）の評価方法の検討を行う。
- ・行動域内に市街地・住宅地が多く含まれており、周囲に追い上げる環境がない場合、群れ捕獲の対象とするなどの特例を設けておく。

#### （2）群れ捕獲に係る判断の考え方の効果的な周知・運用方法の検討

群れ捕獲に係る判断の考え方を整理した後、特定計画への反映のほか、特定計画を未策定の都府県や捕獲許可権限が委譲された市町村でも、同様の考え方で群れ捕獲が行われるようにするためには、周知・運用の方法についても検討する必要がある。